

税理士情報ネットワーク

TAINIS

Tax Accountant Information Network System



裁判例と実務の接点 みなし贈与と課税

依田 孝子(大森)

はじめに

TAINISには、判例・裁決等が収録されていますが、それらの事実関係は千差万別です。それと自分の事案との比較検討によって、税務調査等の納税者側の主張が通るか否かを判断することは、「自己解決」の一つの方法です。

したがって、判例・裁決の結論だけでなく、認定事実、結論に至る過程も非常に重要になります。

例えば、一口に低額譲受けといっても、第三者間取引の場合は、譲渡人に売りの急ぎの事情があったか否か、譲渡人と譲受人との価額交渉があったか否か、他に取引事例があったか否か等の状況把握がとて大切となります。

2、今月取り上げる判決

上記の問題点に関する裁判例を、以下ご紹介します。

独立第三者間における取引相場のない株式の譲渡

平19・1・31東京地裁
Z888-11240
(棄却)

1、みなし贈与の問題点

シリーズ3回目となる今回は、みなし贈与に関する裁判例を取り上げました。

相続税法では、「著しい低い価額」の対価で財産の譲渡を受けた場合、財産の対価と時価との差額に相当する金額を、贈与により取得したものとみなされます。

相続税法第7条の文理解釈では、親族間とは限定され、第三者間とは限定され、第三者間取引でも、当然、贈与税が

課税されることになりました。

しかし、贈与税は相続税の補完税であることから、趣旨的からすると、第三者間取引には、みなし贈与の課税が行えないのではないかという疑問が生じます。

また、相続税法第7条では、「著しく低い価額」の対価で譲渡があった場合と規定していますが、どの程度の対価が時価に比して、「低い価額」の対価ではなく、「著しく低い価額」の対価なのか問題となります。

これに対して、裁判所では、「同条は、著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた者の担税力の増加に着目し、それ自体に課税するものであるから、取引当事者間の関係及び主観面を問わないと解すべきである」とし、独立第三者間取引において同条が適用されるからといって、そのことにより、直ちに一般市場における取引価額が評価通達に定められた価額に拘束され、価額設定の自由が奪われるというものではない。」として、原告の主張を排斥しています。

結局、裁判所では、A社株式が譲渡制限株式であったこと等から、譲受価額を客観的交換価値(時価)とは認めず、課税庁のみなし贈与課税を支持しています。

仮換地未指定地の譲受け
平17・1・12さいたま地裁・Z888-10930
(一部取消し・確定)

この事案は、原告が、土地を売主Aから1500万円で購入したところ、被告が、土地の時価は7090万円であるから、対価と時価との差額に相当する金額が「みなし贈与」になるとして、平成8年分の贈与税の決定処分を行ったた

め、それを不服として本訴に及んだものです。

原告は、第三者間取引であるから、相続税法第7条の適用はされないと主張しましたが、裁判所では「相続税法第7条は著しく低い対価によって財産の取得が行われ、その担税力が増加したと認める状況があればよく、『財産の譲渡を受けた者』が相続予定者等譲渡人と親族関係にあることを要せず、財産又は対価と時価との差額分を無償で譲り受ける意思や租税回避目的も要しないと解すべきである。」とし、その主張を退けています。

そして、裁判所は、土地の時価を4513万円と鑑定評価し、決定処分の一部を取り消しました。

相続税評価額による譲受け
平19・8・23東京地裁
Z888-1280
(全部取消し・確定)

最後の事例は、親族間取引で、原告が平成13年に取得した土地(同族会社に賃貸)を、平成15年に妻子に相続税評価額(路線価)によって譲渡した価額が「著しく低い価額」に当たるか否かが争われました。

裁判所では、相続税法第7条は、時価より「著しく低い価額」の対価で財産の譲渡が行われた場合に課税することとしており、その反対解釈として、時価より単に「低い価額」の対価での譲渡には課税しないものであると判断しました。

そして、時価と相続税評価額との間に約20%の開差があることを前提に、時価

の80%という割合は、社会通念上、基準となる数値と比して一般に低い割合とはいえないし、そのような対価をもって経済的合理性のない対価とはいえないとしています。

また、負担付贈与と連達について、「実質的に贈与を受けたと認められる金額があるかどうか」という判定基準は、相続税法第7条にそったものとはいえず、基準としても明確であるし、「著しく低い」という語からかけ離れた解釈を許すものとなっており妥当でない、旨判示しています。

3、税務雑誌目次検索

TAINISには、「税務雑誌目次検索」がありますので、上記裁判例の判例評釈も、ここで検索することができます。

現在、税理・税経通信・税務弘報・税務事例・税研・税務通信・国税速報・税務事例研究の8誌が収録されていますので、ご活用ください。

おわりに

実務上、時価の何割くらいになると「著しく低い価額」となるかが気になると思います。社会通念といってもいろいろで、やはり、判例・裁決等より検討することが必要だと思います。

【お詫び】平成20年5月28日現在、税法データベースは、サーバーダウンのため検索ができません。ご迷惑をおかけし大変申し訳ありません。

宛先: 平成の会計事務所様へ 件名: 顧問先「自計化」の件

徳川吉宗からメールが来た!

わたしが享保の改革を遂行したのは元禄バブルが弾けた頃。緊縮政策を断行しつつ、収入増のための財政再建に決断よく取り組みました。しかし、こうした改革は、会計事務所の先生方にもとえられる財務のスペシャリスト老中水野忠之の助言や現場指揮があつてできたこと。わたしが思うに、顧問先企業はどれだけ皆様の助言や指導を必要としていることでしょうか。MJSの顧問先システムなら、その補佐役を立派に務めるものと確信します。

「自計化」をサポート、MJSの顧問先ITソリューション
ネットワーク・セキュリティ(情報漏えい防止・PC不正使用防止)のこともすべてMJSにご相談ください。

iCompass (NET Communication Service) インターネットを活用した自計化・サポート・税務監査・相談業務などを支援。
ACELINK Professional Edition 顧問先へのさらなるサービス向上へ会計事務所のトータルサービスを支援。
ACELINK Client Edition 会計事務所と同等のソフトを顧問先へ。自計化を強力に推進する顧問先企業に最適。
SOX BOX 「情報漏えい防止、PC不正使用防止」などに威力!!導入したその日から即稼働!

徳川吉宗 江戸幕府第八代将軍。幕府中興の祖。資料提供(財)徳川記念財団

MJS 財務と経営システムのリーディング・カンパニー 株式会社ミロク情報サービス
●本社:東京都新宿区四谷4-29-1 TEL.03-5361-6369(代表) ●営業本部:東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル48階 TEL.03-5326-0381

MJSで自計化 検索

■東京ヴェルディ 公式ユニフォーム・スポンサー
■ラジオ日本・ジャイアンツナイター 番組提供中!! (毎週火曜17:55~)